

公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会委員選考に関する規程

規程第 30 号

2014 年 4 月 26 日制定

2022 年 1 月 22 日一部改正

(根拠)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）倫理委員会の設置及び運営に関する規則（規則第 8 号。以下「倫理委員会規則」という）第 11 条に基づき、倫理委員会委員（以下「本委員」という。）の選考に関して定めるものとする。

(選考委員会)

第 2 条 本会理事会のもとに、本委員の選考に関する委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員には予め理事会において指名された理事 3 名及び事務局員 1 名をもって、会長が委嘱する。
- 3 選考委員の任期は、当該年度の本委員選考が終了するまでとする。
- 4 選考委員は、本委員に選考されることはない。

(選考方法)

- 第 3 条 倫理委員会規則第 3 条第 1 項第 1 号の正会員は、本会の正会員（以下、「正会員」という。）が本委員候補者を選考委員会に推薦する。また、同項第 2 号の会員以外は、選考委員会が本委員候補者を推薦する。
- 2 正会員が本委員候補者を推薦する期間は、前年の 10 月 1 カ月間とする。ただし、推薦する期間の属する年度において、本会役員選任規則（規則第 4 号）第 8 条第 3 項の規定に基づく選挙管理委員会の公募を開始する場合は、選挙委員会の公募の開始日と推薦期間の初日を同一にすることができるものとする。
 - 3 選考委員会は、本委員候補者を理事会に提案する。その際、候補者本人の内諾を得ておかねばならない。本人の内諾が得られなかった場合は、内諾を得られた次候補者とする。
 - 4 理事会は、本委員候補を決定し、総会の承認を得る。
 - 5 本委員の選考過程は非公開とし、選考委員はこれを漏らしてはならない。

(本委員の推薦)

第4条 正会員は、本委員として会員の中から1名を推薦することができる。推薦にあたっては、候補者氏名及び推薦理由を記し、推薦者署名捺印の上、封書にて本会事務局へ送付することとする。

(本委員の要件)

第5条 正会員の本委員候補者は、推薦期間の初日現在において本会に5年以上入会している者とする。

(補欠の本委員の選出)

第6条 補欠の本委員の選考は、これを理事会が行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2014年4月26日より施行する。

附 則

1 この規程は、2022年1月22日から施行する。